

## 覚 書

足利市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、足利市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、足利市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第15条に規定するとおり覚書を取り交わすこととする。

### 記

（雑誌の提供）

第1条 乙は、選定した雑誌を甲へ無償譲渡する。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から前条で無償譲渡を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告を該当カバーに掲出するものとする。なお、乙は、広告の内容等については事前に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

2 振込手数料は乙の負担とする。

3 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 甲は、足利市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第4条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、足利市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第7条に該当するものは掲載しない。

3 乙は、掲載しようとする広告内容について、正当な理由がない場合は、足利市広告掲載事業要綱掲載基準に基づいて甲が指示する広告の内容への修正・削除等に応じなければならない。

4 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

5 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容の変更)

第6条 乙は、雑誌に掲載した広告の内容を変更しようとするときは、広告内容変更届(様式第4号)を甲に提出し、その広告掲載の可否について「足利市立図書館雑誌スポンサー事業審査会」の承認を受けなければならない。

(雑誌提供終了の届出)

第7条 乙は、雑誌の提供を終了しようとするときは、終了しようとする日の1か月前までに、雑誌提供終了届(様式第5号)により甲に届出なければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第8条 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときや、足利市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第7条に該当するときは、足利市立雑誌スポンサー制度実施要項第21条の規定による承認の決定を取り消すことができる。

2 甲は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに足利市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書(様式第6号)により、乙に通知するものとする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項について質疑が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 所在地 足利市本城三丁目2 1 4 5 番地  
名 称 足利市  
代表者 足利市長 ⑩

乙 所在地  
名 称  
代表者 ⑩